

## (平成20、21年度支援)

### 原状回復事業事例：三重県混合廃棄物事案

事案の類型	廃棄物処理業者（中間処理）による混合廃棄物の不適正処理
事案の場所	三重県鈴鹿市
行為者	三重県鈴鹿市内 A社 代表取締役 B 三重県鈴鹿市内 A社 前代表取締役 C 三重県鈴鹿市内 A社 元代表取締役 D
規模及び種類	投棄面積：7,110m <sup>2</sup> 投棄量：56,793m <sup>3</sup> 木くず、廃プラスチック類等可燃物、がれき類、金属くず、土砂等
支障のおそれ	産業廃棄物の不適正処分が行われた当該地において平成18年度に火災が発生した。以後、一部産業廃棄物は燻焼状態で悪臭が発生していた。今後とも再出火する可能性が高く、再出火した場合には、ばいじんの飛散、悪臭の発生、水質汚濁等の支障が生じるおそれがある。
対策工の概要	窒息消火のための覆土、覆土の流出劣化防止のための表面緑化、雨水浸透防止のための雨水の集排水処理及び整形に不要な廃棄物の処分を行った。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 352.8t
代執行費用	193,160,100円
支援した資金額	144,870,000円

代執行前



## 【事案概要】

行為者A社は、平成元年頃から家屋等の解体業を営むとともに、平成4年6月には中間処理業の許可を取得し、木くず及びがれき類の破碎を行っていた。

A社が場内に自社廃棄物及び受託した産業廃棄物をたい積させたため、平成11年5月、県は、A社に対して改善命令を発出した。しかしながら、A社の代表者が暴力行為等により収監されたこともあり、改善命令は履行されなかった。

この後、A社は、平成14年6月に中間処理業の許可を失効した。

平成18年8～9月に、A社が当該地で火災を発生させた。この際、市消防が出動するも完全鎮火には至らず燻焼状態で悪臭が発する状態が継続したため、平成18年10月、県は、散水用水源の確保等の対策を講じる旨の措置命令を発出した。さらに、同年12月に、火災の原因となる可燃物の撤去を求める措置命令を発出するとともに、確知できていない原因者に対しても当該措置命令の内容の履行を求める旨の公告を行った。

しかしながら、行為者らが是正措置を講じなかったため、県は、平成20年度、21年度に行政代執行により支障の除去を行った。

## 代執行後

